

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 令和8年度計画

(計画期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日)

第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 好生館が担うべき医療の提供及び医療水準の向上

佐賀県医療センター好生館は、歴史と伝統を尊重し、県民のために、佐賀県における中核的医療機関として、地域の医療機関との連携・役割分担のもと、県民に必要とされる良質で高度な医療を着実に提供し向上させるとともに、スタッフの確保・育成と働きやすい職場環境作りを推進し、患者・家族への思いやりを大切にして、わが国でも有数の模範となる医療機関を目指す。

(1) 好生館が担うべき医療の提供

① 高度・専門医療の提供

本県における中核的医療機関として、好生館に求められる以下の高度・専門医療を提供する。

(救急医療)

- ・救命救急センター、外傷センター、脳卒中センター、ハートセンターをはじめとした救急受入体制を24時間365日運用し、傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供する。

【令和8年度目標】 受入救急車台数：3,300台

【令和8年度目標】 救急患者数：9,300人

- ・ドクターヘリについては、基地病院（佐賀大学医学部附属病院）と連携し、有効に運用する。
- ・適切かつ円滑な救急医療提供のため、連携医療機関への広報活動を通して、急患専用ホットライン、ハートセンターホットライン、整形外科・外傷センターホットライン、脳卒中センターホットラインの周知を図る。

(循環器医療)

- ・県内における循環器医療の拠点の一つとして、ハートセンターを中心に専門性の高い医療の提供を維持する。
- ・血管造影室、ハイブリッド手術室をより有効に活用する。

- ・心臓カテーテル治療件数を維持する。
- ・アブレーション治療体制を強化する。
- ・大血管ステント治療を継続する。

【令和8年度目標】心臓カテーテル治療数：300件

【令和8年度目標】アブレーション治療数：180件

【令和8年度目標】大血管ステント治療数：20件

- ・リハビリテーション専門医の指導のもと、早期急性期リハビリテーションのさらなる充実を図る。

(がん医療)

- ・がん地域連携パスを運用する。(肺、肝臓、胃、大腸、食道、前立腺)
- ・がんリハビリテーションを継続して実施する。
- ・がん相談支援センター、がん看護外来、各種がん教室など、がん患者の心と体を支援する体制を維持する。
- ・がん患者の病態に適切に対応し、より効果的ながん医療を提供するため、専門的な知識及び技能を有する医療従事者の配置などの体制を充実させる。(がん関連認定・専門資格者の育成・確保)
- ・非血縁者間造血幹細胞移植認定施設として骨髄移植を継続する。

【令和8年度目標】外来化学療法患者数(延べ)：4,500人

【令和8年度目標】造血幹細胞移植数(同種+自家)：20件

(脳卒中医療)

- ・脳卒中センターを中心に県内の急性期脳卒中患者の受入れを積極的に行う。
- ・脳卒中ケアユニット(SCU)の運用を継続する。
- ・脳卒中患者を引き続き積極的に受け入れる。

【令和8年度目標】脳卒中治療患者数：400人

- ・脳卒中センターを中心としたインターベンションを推進する。
- ・脳卒中地域連携パスについては、さがんパス.net(ピカピカリンクのネットワーク上で地域連携パスを運用する仕組み)を利用した電子パスを運用し、引き続き他の計画等策定医療機関への展開を進める。

(小児・周産期医療)

- ・地域周産期母子医療センターとして、ハイリスク分娩への対応、母体搬送及び新生児搬送の受入れを積極的に行う。
- ・地域における小児医療の拠点として、小児救急をはじめとする小児・周産期医療を24時間提供する。
- ・小児外科領域において、周辺医療機関のサポートを継続する。

【令和8年度目標】小児外科手術数：180件

【令和8年度目標】分娩数：130件

(感染症医療)

- ・エボラ出血熱等の一類感染症、中東呼吸器症候群(MERS)や鳥インフルエンザ等の二類感染症、その他新型インフルエンザ等感染症の国内発生に備えた入院医療、院内感染対策等の体制を維持する。
- ・感染症医療については、県、福岡検疫所(佐賀空港出張所)等と連携を図り柔軟に対応する。

(高度医療機器等の計画的な更新・整備)

- ・高度医療機器の更新・整備を計画的に行うとともに、適正な運用を継続する。
- ・高度・専門医療を継続するために、老朽化したX線CT装置、血管造影装置、人工心肺装置等の更新を行う。
- ・令和9年度の病院情報システム更新に向け、良質な高度医療提供、安定的・効率的な業務運営、経営の質の向上、セキュリティ確保の観点から更新計画に基づき準備を進める。

(先進的な高度・専門医療)

- ・手術用ロボットの安定的運用と継続的な活用を推進する。
- ・AIを含めた医療のDX化を推進する。
- ・増改築工事において、将来の医療需要に対応できる各種機能(「救急医療機能」、「災害時医療機能」及び「地域医療連携・入退院支援機能」等)の充実を図る。

② 信頼される医療の提供

- ・患者や家族からの信頼を得て適切な医療を提供するため、EBM(Evidence-Based Medicine:科学的根拠に基づく医療)を推進する。

- ・患者の意思を尊重し、患者及びその家族から信頼される医療を提供するため、引き続きインフォームド・コンセントを推進する。
- ・入退院支援センターによる予定入院患者への介入を継続する。
- ・地域医療連携センター及び相談支援センターが連携し、患者の速やかな転退院を支援する。
- ・入退院、医療費・医療扶助、がんなどに関する相談に適切に対応する。
- ・性暴力被害者の相談に対して、性暴力救援センター・さが（さがmirai）関係機関と連携して適切に対応する。
- ・ホームページに掲載している診療実績、クリニカル・インディケーター（臨床指標）等の充実を図る。
- ・がん関連データ（がん登録データなど）を公表する。
- ・認定看護師による「ストーマ外来」、「がん看護外来」の運用を継続する。
- ・薬剤師による服薬指導及び退院指導を充実させて病棟での活動を継続する。
- ・管理栄養士による栄養管理及び栄養指導を継続する。
- ・リハビリテーション技士による早期リハビリテーションを継続する。
- ・DPC期間Ⅱに対応したクリニカルパス（電子カルテ上で運用）に改良し、その運用を推進する。

【令和8年度目標】クリニカルパス適用率：55%

- ・患者等が主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求めた場合に適切に対応できるよう、セカンドオピニオン制度について館内掲示やパンフレット作成などにより引き続き周知する。
- ・セカンドオピニオン外来を継続する。
- ・患者の求めに応じたカルテ（診療録）・レセプト（診療報酬明細書）等医療情報の適切な開示を行う。

③ 安全・安心な医療の提供

- ・医療安全チームによる館内ラウンド実施を継続する。
- ・職員の医療安全に対する知識の向上に努めるため、医療安全研修会を継続する。
- ・発生したインシデント及びアクシデントの報告並びに対策を引き続き徹底する。
- ・感染制御チームによる館内ラウンド実施を継続する。
- ・感染対策の基本的な考え方及び具体的な対策等についての院内感染対策

研修会を引き続き開催する。

- ・日本医療機能評価機構が評価を行う「病院機能評価」及び副機能「緩和ケア病院」の認定を維持する。
- ・日本適合性認定協会が評価を行う国際規格「ISO15189（臨床検査室-品質と能力に関する特定要求事項）」の認定を維持する。

④ 災害や新興感染症等発生時における医療の提供

- ・基幹災害拠点病院の機能を十分に発揮できるよう、災害時に必要な医療物資等を備蓄するほか、優先納入契約の継続等、災害時医療体制の充実・強化を図る。
- ・災害時は患者を受け入れ、必要な医療の提供を行うとともに、患者が集中する医療機関や救護所への医療従事者の応援派遣等の協力を行う。
- ・大規模事故や災害時には、県の要請等に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）等を現地に派遣して医療支援活動を行う。
- ・原子力災害発生時においては、原子力災害拠点病院として汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対し、必要な医療を提供できるよう県と連携をとりながら体制を確保する。
- ・被ばく医療に携わる人材の育成、研修受講の推進、原子力災害訓練等に積極的に参加すると共に機能整備の強化に取り組む。
- ・指定感染症や新興感染症等の感染拡大により、公衆衛生上の重大な危機が発生又は発生しようとしている場合には、佐賀県と連携して対応するとともに、平時から感染拡大時を想定した訓練の実施や研修会の開催、専門人材の育成・確保や院内感染対策の徹底等に取り組む。
- ・業務継続計画に基づき、第一種及び第二種感染症指定医療機関として、新興・再興感染症発生及び感染拡大時に備えた機能の充実及び患者の受け入れ、必要な医療の提供を行うとともに、一般の診療を含めた病院機能を維持する。
- ・発生時期、感染力、病原性などを事前に予測することが難しい新興感染症に備え、有事の際、弾力的に運用できるスペースを確保する。

⑤ 外国人患者及び障害者等の多様な患者に対応できる医療の提供

- ・外国人や障害のある方など、誰もが安心・安全な医療を受けられるよう、多様な患者に対応できる体制をより充実する。
- ・外国人患者受入医療機関認証制度（JMIP）の認証を維持する。
- ・外国人患者受入に際し、医療費未払等のトラブルを防止するための体制を整える。

(2) 医療スタッフの確保・育成

① 優秀なスタッフの確保・専門性の向上

- ・診療能力の向上及び診療技術の習得に関する指導体制の整備や、複数の大学等関係機関との連携により、優秀な医師の確保を図る。
- ・専門医制度に適切に対応する。
- ・専門資格取得のための研修制度や助成制度等により、専門医、専門看護師、認定看護師及び領域別専門資格等の取得を推進する。
- ・専門知識・技能向上のため、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の研修等を充実させ、資格の取得を推進する。

【令和8年度目標】看護師、助産師関連：1名

【令和8年度目標】薬剤師関連：1名

【令和8年度目標】臨床検査技師関連：3名

【令和8年度目標】診療放射線技師関連：2名

【令和8年度目標】臨床工学技士関連：1名

【令和8年度目標】理学療法士、作業療法士、言語聴覚士関連：1名

【令和8年度目標】管理栄養士関連：1名

② 県の医療人材確保への貢献

- ・中核的医療機関として、地域における救命救急医療の安定的な提供等に資するため、救急・感染症・災害医療等の対応力強化を目的とした医療スタッフの育成に取り組む。
- ・教育研修プログラムの充実により教育研修体制を強化するとともに、臨床研修医等を受け入れる。
- ・県内の医療人材育成の中心的役割を担う病院の1つとして、他の医療機関と連携しながら、臨床研修医を積極的に受け入れるとともに、フレキシブルかつ魅力ある研修プログラムを策定する。
- ・卒後臨床研修評価機構の評価（JCER）の認定を維持する。
- ・卒後臨床研修評価機構の評価（JCER）受審時のフィードバック、研修医アンケート調査結果、レジデント委員会及び研修管理委員会での意見を踏まえて、研修環境整備をハード面のみならず、研修修了要件の見直し等ソフト面ともに充実させる。
- ・専門医制度の基幹型病院として、積極的な専攻医の獲得に努め、教育体制を充実させる。
- ・シミュレーション機器を活用した教育・研修の充実を図る。
- ・看護師特定行為研修指定施設としての運用を継続するとともに、教育体制を充実させる。

- ・佐賀大学等、他の医療機関との連携を一層強化し、病院の活性化及び病院職員、医療従事者としての専門性を高めるために人事交流を実施する。
- ・看護学院等において看護師教育、実習を行う。また、実習指導者の育成を強化する。
- ・医療従事者養成機関から医師、薬剤師、看護師などを目指す実習生を受け入れる。

(3) 地域の医療機関等との連携強化

- ・佐賀県地域医療構想における高度急性期・急性期病院としての役割を明確にし、地域の医療機関との連携・役割分担のもと、県民に必要とされる良質で高度な医療を着実に提供する。
- ・地域医療支援病院として紹介・逆紹介を更に推進し、地域医療連携センターと入退院支援センターが連携し、周辺医療機関とよりシームレスな顔の見える連携体制を構築・遂行する。

【令和8年度目標】 紹介率：90%

【令和8年度目標】 逆紹介率：120%

- ・地域連携クリニカルパスを運用する。
脳卒中、大腿骨頸部骨折、胃がん、大腸がん、肺がん、肝臓がん、食道がん、前立腺がん（計8種）
- ・地域の医療機関及び介護施設等に対し好生館の病院機能（スタッフ、設備等）を紹介するとともに、相互連携、機能分担に積極的に取り組む。その一助として、地域医療連携懇談会を開催する。（年1回）
- ・地域連携強化のため医療機関を訪問し、紹介・逆紹介の増加を図る。
- ・地域医療連携による転院搬送や重症患者救命のための緊急出動、災害派遣等に活用しているドクターカーの更新を検討する。
- ・がん治療において九州国際重粒子線がん治療センター（サガハイマツト）との連携を継続する。
- ・糖尿病コーディネーター及びがん地域連携パス・コーディネーターの活動を継続する。
- ・地域医療包括ケアシステム推進のため、介護施設等との連携を図る。
- ・佐賀県看取り普及啓発事業の取り組みとして、緩和ケア実務指導等の介護施設職員を対象とした研修及び一般県民も含めて対象とした公開講座等を実施する。
- ・地域の医療機関との間で、ICT（情報通信技術）を利用し、医療情報

の共有化を図る。

- ・佐賀県診療情報地域連携システム協議会事務局として、ピカピカリンクの普及を引き続き推進する。

(4) 医療に関する調査・研究及び情報発信

- ・研究倫理に関する講習会を開催する。
- ・新しい医療の一環として、次の再生医療について取り組みを推進する。

(再生医療：整形外科)

○高白血球多血小板血漿（LR-PRP）注射

○自己たんぱく質溶解液（APS）注射

- ・臨床試験、治験、共同研究等を推進する。
- ・がんゲノム医療を推進するための院内体制及びがんゲノム医療連携病院として中核拠点病院との協力体制を維持する。
- ・遺伝カウンセリング体制の整備を継続する。
- ・連携大学院への協力を継続する。
- ・院内及び佐賀県がん登録を推進し、好生館のみならず佐賀県がん対策の進展に協力する。
- ・病院の持つ専門的医療情報を基に、ホームページに加えSNSを活用し、疾病等や健康（食を含む）に関する医療情報の発信及び普及に取り組む。
- ・地域の医療関係者及び県民に広く好生館の診療内容などを知ってもらうための広報誌を作成し配布する。
- ・県民公開講座を開催する。（年2回）

2 看護学院が担うべき看護教育及び質の向上

- ・佐賀県医療センター好生館との強力な連携により、臨床現場の知見を活かした教育を実施する。
- ・学院と臨床現場のユニフィケーションを実施し、連携強化を図る。（助産学科・看護学科）
- ・専門・認定看護師等による専門分野の講義を継続し、より専門性・知見が深い講師による講義を行う。（助産学科・看護学科）
- ・リモート会議や指導を推進する。（助産学科・看護学科）
- ・市町村や保健所、産前・産後サポートステーション及び助産院での実習を継続する。（助産学科）

- ・地域包括支援センターについての講義及び臨地実習を継続する。(看護学科)
- ・OSCE（オスキー）による教育を強化・推進する。(助産学科)
- ・シミュレーション教育を強化・推進する。(看護学科)
- ・実習報告会、学校行事（一部）を学生が主体となり実施するための指導・教育を強化する。(助産学科・看護学科)
- ・反転学習、TBL学習など講義の工夫を行い評価する。(看護学科)
- ・教員同士による授業評価を行い、授業のブラッシュアップに繋げる。(助産学科・看護学科)
- ・看護学科卒業生の県内就職率80%以上を目指し、進路指導を行う。
- ・個別面談を行い、学生の個別性に合わせた支援・指導を行う。(助産学科)
- ・国家試験の全員合格を目指すため、教員及び全学年からなる国家試験対策委員会を中心に試験対策の継続を図る。(看護学科)

3 患者・県民サービスの一層の向上

(1) 患者の利便性向上

- ・入院/外来患者満足度調査等により患者ニーズを的確に把握し、患者の利便性の向上を図る。
- ・診療予約の推進等により待ち時間の短縮等を図ることを通して患者満足度の向上に努める。

【令和8年度目標】総合満足度（入院）：90%

【令和8年度目標】総合満足度（外来）：90%

（「満足」＋「やや満足」の構成比）

- ・外来患者待ち時間を継続的に把握し、待ち時間の短縮を図る。

(2) 職員の接遇向上

- ・全職員を対象とした接遇研修を実施する。
- ・接遇指導者による院内ラウンドを継続する。

(3) ボランティアとの協働

- ・ボランティアを積極的に受け入れ、職員と連携を取りながら患者サービスの向上に取り組む。
- ・ボランティアの活動が円滑に行われるよう支援する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務の改善・効率化

(1) 適切かつ効率的な業務運営

- ・ 地方独立行政法人のメリットを活かして医療需要の変化に迅速に対応し、病院の組織体制、診療内容等の見直しを行い、効果的、効率的な業務運営に努める。
- ・ 文書管理システムによる文書管理体制を継続する。
- ・ 業務執行におけるコンプライアンスを徹底するため、意識啓発のための取組を定期的・継続的に実施する。
- ・ コンプライアンスの徹底、患者・家族への誠実かつ公平な対応、個人情報保護等に努める。
- ・ 厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底する。
- ・ 業務の適正かつ能率的な執行に向けた定期的な内部監査等を行うことで内部統制の取組を着実に実施し、法人の業務運営の改善や関係規程の改正を必要に応じて行う。
- ・ 職員の働き方改革等を実現するため、デジタル技術の活用を推進し、業務負担の軽減や業務プロセスの効率化に努める。

(2) 事務部門の専門性向上

- ・ 業務の継続的な見直し、ICTの活用等により、事務部門の効率化を図る。
- ・ 診療情報管理士や簿記等の専門資格の取得及び研修の充実により、事務職員の資質向上を図る。
- ・ 職員研修の充実等（階層別研修の導入等）により専門的知識の習得を促進する。
- ・ 学会等での事務職員の発表及び参加を促進する。

(3) 職員の勤務環境の向上

- ・ 医師に対する時間外労働上限規制の適用を踏まえ、勤怠管理システムを用いて職員の労働時間管理を適切に行う。
- ・ 出産や子育て、介護と仕事を両立させる職員への支援制度の充実と職員への説明、からだ・こころの相談窓口でのメンタルケア等により、職員が仕事に誇りを持ち、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保できるよう、支援する。

- ・医師や看護師をはじめとする医療従事者が関わる働き方改革委員会を中心に、職員全体の働き方の改善に取り組む。
- ・ハラスメント研修を実施し、ハラスメントの防止に取り組む。
- ・職員を対象に業績や能力を適正に評価する人事評価制度を円滑に運用する。
- ・出産・育児などで職場を離れた医療従事者の職場復帰の支援を継続する。
- ・家族の介護や子育て等を行う職員を積極的に支援するとともに、風通しの良い勤務環境の構築をめざし、職員満足度調査を実施し、点検、改善、評価を行う。
- ・佐賀県医療勤務環境改善支援センターの活動運営に協力するとともに、勤務環境の改善に取り組む。
- ・医療法等に基づく医師の時間外労働上限規制や追加的健康確保措置などに対応するため、医師業務のタスクシフト・タスクシェア等に取り組み、医師の働き方改革の推進に適切に対応する。

2 経営基盤の安定化

(1) 収益の確保

- ・新入院患者確保のための活動に注力する。
- ・令和8年度診療報酬改定を踏まえ、適切に対応できる体制を整える。
- ・健全な病院経営を目的として外部コンサルタント等を活用し、現状における課題の抽出や業務プロセスの見直しなど課題解決に向けて意識の共有を図る。
- ・保険診療委員会が主体となり、診療報酬請求のチェック体制を強化し、請求漏れや減点の防止を図る。
- ・限度額認定などの公的制度の活用により未収金の発生を未然に防止するとともに、未収金が発生した場合は、電話・文書督促・外部機関の活用などの多様な方法により早期回収を図る。
- ・病床利用率、病床稼働率、平均在院日数を下記の通り目標設定し、医療環境の変化に適切に対応しながら収益の確保に努める。

【令和8年度目標】 査定率（入院）：0.36%

【令和8年度目標】 査定率（外来）：0.35%

【令和8年度目標】 病床利用率：82.9%

【令和8年度目標】 病床稼働率：91.3%

【令和8年度目標】 平均在院日数：9.9日以内

(2) 費用の節減

- ・費用節減のための具体策を検討し、人件費、薬剤費、材料費等の医業収益に占める目標値を年度ごとに設定し実行する。

【令和8年度目標】人件費率：50.0%

【令和8年度目標】薬剤費率：21.4%

【令和8年度目標】材料費率（薬剤除く）：12.5%

- ・薬事委員会において、薬剤ごとに供給状況（量及び流通の安定性）、安全性、有効性等についての確認を行い、後発医薬品（バイオシミラーを含む）の導入を推進する。
- ・医薬品、検査試薬、診療材料など、材料費の節減を図る。
- ・医療機器購入にあたっては、ベンチマーク等を活用し適正価格での購入を図り、費用削減に努める。
- ・委託業務の内容の精査等を通じ、あらゆる費用の適正化に取り組む。
- ・職員全員の経営意識の向上を図るため、職員間での経営情報の共有を進めるとともに、職員のコストに対する意識向上、各職場でのコストダウンに取り組む。
- ・ベンチマークシステムを活用した価格交渉や共同調達事業を通じた採用品の見直し等を行い、経営健全化に努める。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進め、安定的な経営に取り組む。

- | | |
|---------------|--------|
| 1 予算（令和8年度） | } 別紙参照 |
| 2 収支計画（令和8年度） | |
| 3 資金計画（令和8年度） | |

第9 その他地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年佐賀県規則第5号）で定める業務運営に関する事項

- 1 県との連携

- ・地域医療構想の具体化・実現化など、県が進める医療行政に積極的に協力する。
- ・担当する組織を定め、県が推進する身近な医療の提供体制構築に協力する。

2 地方債償還に対する負担

- ・施設・設備整備等に係る地方債について、毎年度確実に負担する。

3 病院施設の在り方

- ・第3期中期計画時に策定した増築基本計画に基づき、増築等整備を着実に推進する。

(令和8年度予定)

- 既存病院棟改修工事の実施

4 施設及び設備に関する事項

- ・医療機能の充実を目的とした高度医療機器等の更新・整備を計画的に行う。

【別紙】

予算(令和8年度)

(千円)

区分	金額
収入	24,893,767
営業収益	21,961,737
医業収益	20,354,373
運営費負担金収益	1,067,558
補助金等収益	144,478
受託収益	61,414
看護師等養成所収益	163,605
運営費負担金収益(学院)	170,309
営業外収益	237,813
運営費負担金収益	104,505
その他営業外収益	133,308
資本収入	2,694,217
運営費負担金収益	659,017
長期借入金	2,034,000
その他資本収入	1,200
その他の収入	0
支出	26,482,883
営業費用	21,651,304
医業費用	20,413,590
給与費	9,623,383
材料費	7,513,295
研究研修費	73,949
経費	3,202,963
看護師等養成所費用	221,287
一般管理費	1,016,427
営業外費用	225,976
臨時損失	8,763
資本支出	4,596,840
建設改良費	3,273,404
長期借入金償還金	1,318,036
貸付金	5,400

- (注) ・建設改良費及び長期借入金の償還金(元金)に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。
 ・予算：県会計の収支予算に該当するもの。(収益的収支、資本的収支をあわせて発生主義に基づき作成する。)

収支計画(令和8年度)

(千円)

区分	金額
収益の部	22,899,145
営業収益	22,661,332
医業収益	20,354,373
運営費負担金収益	1,067,558
資産見返補助金等戻入	792,376
補助金等収益	144,478
受託収益	61,414
看護師等養成所収益	63,605
運営費負担金収益(学院)	177,528
営業外収益	237,813
運営費負担金収益	104,505
その他営業外収益	133,308
臨時収益	0
費用の部	23,791,332
営業費用	23,556,593
医業費用	22,186,459
給与費	9,623,383
材料費	7,513,295
減価償却費	1,719,432
研究研修費	123,949
経費	3,206,400
看護師等養成所費用	230,463
一般管理費	1,035,957
資産にかかる控除対象外消費税等償却	103,714
営業外費用	225,976
臨時損失	8,763
純利益(純損失)	△ 892,187
前中期目標期間繰越積立金取崩額	672,986
総利益(総損失)	△ 219,201

- (注) ・建設改良費及び長期借入金の償還金(元金)に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。
 ・収支計画：企業会計の損益計算書に該当するもの。(収益的収支について発生主義に基づき作成する。)

資金計画(令和8年度)

(千円)

区分	金額
資金収入	29,123,345
業務活動による収入	22,099,550
診療業務による収入	20,354,373
運営費負担金による収入	1,342,317
補助金等収入	144,533
その他の業務活動による収入	258,327
投資活動による収入	660,217
運営費負担金による収入	659,017
その他の投資活動による収入	1,200
財務活動による収入	2,034,000
長期借入による収入	2,034,000
その他の財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	4,329,578
資金支出	29,123,345
業務活動による支出	21,886,043
給与費支出	10,807,664
材料費支出	7,513,295
その他の業務活動による支出	3,565,084
投資活動による支出	3,278,804
有形固定資産の取得による支出	3,273,404
その他の投資活動による支出	5,400
財務活動による支出	1,318,036
長期借入金の返済による支出	1,286,963
移行前地方債償還債務の償還による支出	31,073
その他の財務活動による支出	0
次年度への繰越金	2,640,462

- (注) ・建設改良費及び長期借入金の償還金(元金)に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。
 ・資金計画：現金の収入、支出を業務、投資、財務の活動区分別に表したものの。